

中央区子ども・子育て支援事業計画（仮称）における
確保方策について
（子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）より）

1 記載事項

(1) 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

区は、教育・保育提供区域（京橋、日本橋、月島）ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定し、計画期間において必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備する。

- ① 教育・保育施設、地域型保育事業の別に設定
- ② 当分の間、認証保育所による確保についても記載可能
- ③ 中央区に居住する子どもの利用に関して設定

なお、「待機児童解消加速化プラン」（平成25年4月19日総理公表）により、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童解消となるよう確保方策を設定する。

(2) 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

区は、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定する。

2 方針

(1) 幼児期の学校教育・保育（幼稚園、保育施設等）

幼稚園については、今後の学校改築等の整備計画を踏まえた定員数が量の見込みを上回っていることから、今後整備される見込みの定員数をもって確保方策とする。

保育施設については、量の見込みが保育定員数を上回っているため、保育施設の整備などの確保方策を設定する。

【保育の確保方策の考え方】

- ① 認可保育所の整備を中心とする。
- ② ①の対応をとってもなお現れる0・1・2歳児のニーズに対し、地域型保育事業を取り入れていくこととする。
- ③ 今後の再開発で予定されている認証保育所も確保方策とする。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

放課後児童健全育成事業（学童クラブ）以外の各事業については、おおむね現行体制と量の見込みが見合った状況であるので、基本的には現行体制をもって確保方策とする。放課後児童健全育成事業（学童クラブ）については、放課後子ども教室（プレディ）との連携を行うことにより、

確保方策とする。

３地域ごとの確保方策を原則とするが、事業の性質上区全体で量の見込みをとらえるべき以下の事業は、確保方策も区全体として設定する。

- ・ 利用者支援に関する事業（利用者支援）
- ・ 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）
- ・ 一時預かり保育、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業（新生児等訪問指導）
- ・ 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
- ・ 妊婦健康診査